

株主各位

第 21 期 定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2018年7月1日から2019年6月30日まで)

株式会社きちりホールディングス

個別注記表につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての役員及び使用人に、法令遵守、社会倫理の遵守、定款遵守及び清廉潔白や公正正大が企業活動の原点であることを周知徹底しております。
- ② 公正な事業活動及び法令遵守の徹底を強化する目的として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・向上を推進しております。
- ③ 法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス違反に関する問題の把握に努めております。
- ④ 当社はグループは、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行います。

### (2) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 財務、品質、災害、情報セキュリティなど経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。
- ② 監査役会及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

### (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、取締役会付議事項の審議及びその他重要事項の審議機関として経営会議を設置し効率的な運営を図っております。

### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議の上、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしております。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとしております。
- (6) **当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程等に基づき監査役に報告いたします。なお、前記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。
  - ② 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとしております。
  - ③ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。
- (7) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 監査役は、適正な監査の実現を図るため、代表取締役と定期的に意見交換の場を設けるとともに、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。
- (8) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととしております。
- (9) **反社会的勢力排除に向けた体制**
- 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。
- (10) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。**
- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書管理規程に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる状態となっております。

- ② 各部門の業務執行にあたっては、権限規程に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ITを利用した効率化を図っております。
- ③ コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、当社のマニュアル等に基づき、主に、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び、財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しております。
- ④ 毎週開催される、経営幹部が出席する経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

株主資本等変動計算書  
自 2018年 7月 1日 至 2019年 6月 30日

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
2018年 7月 1日 残高	381,530	341,475	23,139	364,614	1,268,430	1,268,430	△113,857	1,900,718
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△102,247	△102,247		△102,247
当期純利益					42,630	42,630		42,630
株主資本以外の項目 の当事業年度中の変 動額 (純額)								
当事業年度中の変動額 合計	-	-	-	-	59,617	59,617	-	59,617
2019年 6月 30日 残高	381,530	341,475	23,139	364,614	1,208,813	1,208,813	△113,857	1,841,100

	新株予約権	純資産 合 計
2018年 7月 1日 残高	-	1,900,718
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△102,247
当期純利益		42,630
株主資本以外の項目 の当事業年度中の変 動額 (純額)	10,393	10,393
当事業年度中の変動額 合計	10,393	70,010
2019年 6月 30日 残高	10,393	1,851,494

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針にかかる事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～20年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

差入保証金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

## 3. 会計上の見積りの変更

### 耐用年数の変更

当社が保有する建物（建物附属設備を除く）は、従来耐用年数を10年として減価償却を行ってまいりましたが、持株会社体制への移行決定を契機に、店舗運営方針の見直しを行うにあたり店舗の使用実態を調査した結果、多業態開発に伴い店舗業態の変更を行うことで、同一店舗の継続営業年数が長期化しており、かつ今後も同様の状況が見込まれることから、その使用実態を反映して耐用年数を20年に変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が42,151千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が42,151千円それぞれ増加しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	24,366千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	670,545千円

### (3) 保証債務

次の会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

株式会社K I C H I R I	1,072,359千円
イータリー・アジア・パシフィック株式会社	51,975千円

## 5. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

(1) 営業収益	277,200千円
(2) 営業費用	6,291千円
(3) 営業取引以外の取引	893千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 325,622株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払費用、株主優待引当金であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社K I CHIRI	所有 直接 100.0	役員の兼任	経営指導料	276,000	—	—
			経営管理	資金の貸付	670,021	関係会社貸付金	670,021
			資金の貸付	貸付利息	893	—	—
			債務保証	債務保証	1,072,359	—	—

(注) 1. 上記取引金額については消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

経営指導料は持株会社である当社の運営費用及び業務内容を勘案し決定しております。

資金の貸付は市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額については、純額で表示しております。

債務保証は株式会社K I C H I R I の金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであります。なお保証料の受領は行っておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	180円06銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円17銭

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。